

令和8年度（2026年度）熊本県移住定住プロモーション（対面イベント）実施業務委託仕様書

1 事業の目的

熊本県では、他都道府県から熊本県への移住者の増加に向けて、移住相談窓口の設置や都市部での移住相談会・交流会の実施、SNSによる情報発信など、市町村等と連携しながら多様な移住定住プロモーションを実施しており、特に熊本県からの転出入者数の多い福岡県は重要なプロモーションの対象地域としている。

令和7年度の移住定住プロモーションでは、「くまもとで、まってる。」をキャッチフレーズにした、くまモンと県内での暮らしや自然風景を撮影した画像を活用した「くまもと暮らし」のイメージ戦略を図っている。

本事業では、福岡県及び大阪府在住者に対し、気軽に参加しやすい「くまもと暮らし」の魅力を伝える対面イベントを開催することで、移住先としての熊本県の認知度の向上や愛着形成に加えて、「くまもと暮らし」を想像する、実際にやってみる、家や仕事を探しでみる等の具体的な移住に向けた行動変容につなげることを目的としている。

2 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県移住定住プロモーション（対面イベント）実施業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月26日まで

4 委託内容

対面イベント（詳細は（1））、対面イベントに関する広報等（詳細は（2））を実施すること。

なお、実施に当たっては、県が実施する移住施策関連事業と適宜、連携しながら業務を遂行するとともに、県内市町村や関係機関と連携し、プロモーション効果の最大化を目指すこと。

（1）対面イベントの実施

対面イベントを次の①及び②のとおり、合計3回以上開催すること（イベント等開催の主な流れは別紙1を参照）。

① 対面イベント

開催回数 大阪市内 開催回数1回以上

福岡市内 開催回数2回以上

集客目標 30組60名/回

開催時間 午前11時～午後4時程度

開催時期 6月中下旬、7月上旬、8月下旬、9月中旬、12月上旬、1月下旬、3月上旬

出展団体 15団体程度（市町村、複数の市町村で組織する協議会等、県関係課、その他県が認める企業、団体等とする。）

（市町村以外の出展例）

地域おこし協力隊募集ブース、農林水産業の就業相談ブース、ふるさと納税のPRブース 等

ア イベントの主なターゲットは、福岡県及び大阪府在住者の20代～30代の若年層とする。なお、イベントごとにテーマやターゲットを設定したイベント也可能とし、その場合は具体的にテーマやターゲットを明記し、イベントの内容を提案すること。

(テーマ・ターゲットの例)

子育て、地域おこし協力隊、農林水産漁業、空き家・リノベーション、起業支援・若手起業家 等

- イ 開催会場は、交通アクセスの利便性が高いほか、人の往来や立ち寄りやすさ等も考慮すること。
- ウ イベントのプログラム内容は、来場者が会場内において市町村等の出展団体担当者と参加者が個別相談を行うブース、気軽に参加しやすいコンテンツとして、熊本県の認知度向上や愛着形成・行動変容につながるようなゲストによる移住関連のトークセッション、ワークショップ等を実施すること。

(気軽に参加しやすいコンテンツの例)

熊本県とゆかりのある著名人やインフルエンサーによる暮らし体験談、熊本県の歴史・文化を体験できるワークショップ、親子で体験できるワークショップ、幼児・子どもが遊べるコーナー（臨時託児コーナー含む。）、特産品が当たるスタンプラリー 等

- エ イベントの内容は、移住相談会の形式にとらわれず、来場者が市町村等の出展団体のブースを複数巡回するような工夫を行い、効果的なイベントの内容を企画すること。
- オ イベントのゲスト・司会進行には、次のくまもと移住アンバサダーのいずれかを活用することに努めること。なお、アンバサダーの活用に要する一切の経費は受託者が負担すること。

(くまもと移住アンバサダー)

スザンヌ、井上晴美、もっこすファイヤー（たく、のりを）、ポチョムキン（餓鬼レンジャー）

- カ 各イベント開催前には、出展団体担当者向けの説明会を実施すること。
- キ 各イベント会場において、参加者がわかりやすいよう会場の案内図や看板等を設置すること。
- ク 各イベント終了後において、参加者及び出展団体に対しアンケートを実施し、広報の効果やイベント内容の満足度、改善点、次年度以降の移住定住施策の基礎データとなるアンケート項目等を設定し、回収したアンケートの分析結果を県に報告すること。また、その後のイベントの改善につなげること。
- ケ 各イベント終了後の参加者アンケート回収率は、目標を5割以上とし、回収率を上げるための方策等を提案すること。
- コ 各イベント終了後には、開催概要（イベント内容、参加者数、出展団体対応件数、イベント写真、アンケート等）をまとめた報告書を、イベント終了後2週間以内に県に提出すること。なお、本報告書は出展団体及び関係機関にも共有する。

② 留意事項

- ア 各イベントの実施にあたっては、県と週1回程度の定期的な打合せを行うこと。なお、県が求める場合は、県が実施する移住施策関連事業の受託者等と委託事業者との3者での打合せを行うこと。
- イ 各イベント開催時期等の決定に関して、市町村及び関係機関の事業等の実施時期を考慮すること。なお、上記①に示すイベントの開催時期は目安であり、開催場所を含め最終的には県と協議のうえ、決定すること。
- ウ 各イベントの開催にあたって、くまモン隊の出動を依頼する場合は、控室の借上げ料や駐車場料など、出動に必要となる経費について委託料の中から負担す

- ること。なお、くまモン隊の出動は必須ではない。
- エ 上記①の業務には、必要な会場・機材の手配、出演者の手配、関係者との連絡調整・出展団体の募集・担当者への事前説明会実施・参加者の募集・参加者の募集及び申し込みの受付、開催準備・当日運営・アンケート調査の実施及び結果集計等の業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
- オ その他、受託者からの提案内容を実施すること。

(2) 対面イベントに関する広報等

対面イベントに関する広報を次の①及び②のとおり、実施すること。

① 業務内容

- ア (1) の各イベントの周知に必要なチラシ・ポスター等の紙媒体及び県ウェブサイトや SNS で広報するためのバナーを制作すること。紙媒体については、県から指示のあった相談窓口へ送付すること。

(バナーのサイズ例)

- ・県ウェブサイト用 横長（縦横比 9:16）1080×1920
- ・Instagram フィード用 縦長（縦横比 4:5）1080×1350
- ・Instagram ストーリーズ用 縦長（縦横比 9:16）1080×1920

- イ (1) の各イベントの周知にあたって、SNS 広告等による広報を実施すること。
- ウ 各イベントの広報は、(1) で示すイベントへの誘客を目的とするほか、熊本県移住定住ポータルサイト「KUMAMOTO LIFE」及び熊本県 Instagram「くまモンふるさとセンター」への誘導及び「くまもと暮らし」の魅力発信を行うこと。

(参考)

- ・熊本県移住定住ポータルサイト：
「KUMAMOTO LIFE」 <https://kumamoto.life.jp>
- ・熊本県 Instagram：
「くまモンふるさとセンター【公式】」 [kumamotokurashi_ijkl_](https://www.instagram.com/kumamotokurashi_ijkl/)

② 留意事項

- ア (1) の各イベントの開催約 4 週間前から SNS 広告、検索サイト等を活用した広報を行うこと。
- イ チラシ・ポスター等の紙媒体、バナー、SNS 広告については、最終的に県と協議のうえ、決定すること。
- ウ 上記①の業務には、広報媒体のデザイン、印刷、印刷物の発送、広告等、業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
- エ その他、受託者からの提案内容を実施すること。

5 業務進捗報告及び完了報告

- (1) 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ、実施すること。また、本業務実施中は県と協議のうえ、定める頻度で経過報告等を行うとともに、必要に応じ実施方法等の変更を行うこと。
- (2) 受託者は、委託期間満了までに、各イベント後に行ったアンケート結果の全体をとりまとめ、分析するとともに、業務全体に関する振り返りを行い、今後の改善策を提案すること。
- (3) 受託者は、業務期間中、県の求めがあった場合、業務の進捗状況に関する報告を行うこと。
- (4) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに

報告すること。

6 委託料について

- (1) 委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。（別紙2 委託対象経費参照）
- (2) 備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。
- (3) 本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておくこと。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

7 その他

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議のうえ、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、県、市町村、関係機関及び県が本事業に関連した別に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ、解決することとする。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用権は、全て熊本県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。